

福島駅東口駅前広場周辺地域図



対象大会関係施設の区域



の示す区域

又は

聖火リレールートを示す赤線(—)が、次の(1)から(3)までの場合は、それぞれ(1)から(3)に定める区域

- (1) 赤線が道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する「道路」上にある場合
赤線が引かれた区間の道路の敷地の区域
- (2) 赤線が鉄道線路上にある場合
赤線が引かれた区間の鉄道線路の敷地の区域
- (3) その他の場合
赤線から左右1メートルにわたる区域

対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域



の示す区域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用